及び劇物取締法施行規則(昭和二十六年厚生省令第四号)	毒物及び劇物取締法施行規則の
和 二·	(/) —
十六年厚生省令第四号)	毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文

+二~六十七 (略) - これを含有する製剤 - これを含有する製剤 - チルフエニル)プロパノアート(別名シフルメトフエン)及び	1 7 1	別表第一(第四条の二関係) 1	改正案
十二(136) 十二(138) 六十七 (略)	(26) (135) 略	別表第一(第四条の二関係) 別表第一(第四条の二関係)	現

(傍線の部分は改正部分)